

(補足説明)

エコマーク「印刷インキ Version2.0」について

〔1〕 アロマフリーソルベント、すなわち芳香族成分1%未満の溶剤の文言から (油分を含む) というカッコ書きが削除されました。

これは以下のような当社よりの要請を認める形で修正されたものです。

当社からの要修正指摘箇所

「常温で揮発する恐れが少なく〜〜準揮発性有機化合物については、Version2.0 では対象としない」としながら、「〜〜芳香族成分が容量比1%未満の溶剤」という条件に (油分を含む) という補足があることにより、準揮発性有機化合物に属するベースオイル(基油)と呼ばれる油分までも芳香族成分含有量が1%以下でなくてはならないとの誤解を印刷インキ・ユーザーに与える可能性がある。

上記の指摘に基づいて、今回の Version2.0 では (油分を含む) が削除され、日本環境協会エコマーク事務局より、次のコメントがありました。

すなわち、

「ご意見のような 沸点の高い芳香族成分までも使用を削減することを意図したものではないことから、ご意見を参考に一部文言を修正しました。

このことは、印刷インキ製造にベースオイルを使用することは、エコマーク認定取得には何ら妨げにならないことを日本環境協会エコマーク委員会が明確に認めたことを意味しています。

今まで (油分を含む) という誤解を生じかねない表現のために、ベースオイルの使用に躊躇を感じていた方もおられたことと思いますが、Version2.0 にてこの点が明確化ことで躊躇することなく 取り扱い性に優れ、また、機能性にも優れたベースオイルを利用頂くことが出来ることになりました

〔II〕印刷インキの組成上、性能上で必要な石油系溶剤（つまり、ベースオイルとアロマフリーソルベントの合計）の許容上限を定め、その内でもVOC（アロマフリーであるか否かに拘わらず）については、厳しい許容上限を定めています。

WHOが、「高揮発性有機化合物」と「揮発性有機化合物」をVOCと定義し、大気汚染と作業者の吸入暴露による健康阻害の観点から、国際的に、極力、これの使用を削減しようとする動きがあることは、ご存知の通りです。

VOCの中で、芳香族成分1%未満のものが、安全であるというデータも論文も無く、欧米先進国では、アロマフリーソルベントを推奨するような動きがないのにも拘わらず、独り日本だけがアロマフリーソルベントを推奨することは、大いに疑問を觀じますが、日本でも芳香族成分1%未満であるか否かに拘わらずトータルのVOCをできるだけ削減しようという動きがあることは間違いの無いところです。

他方、ベースオイルについては、日本でも国際的基準にあわせてPCA3%未満、OSHA HCの2つの安全基準をクリアーしていることをMSDSに明記されるべきことがチェックポイントとなっています。

なお、ベースオイルの使用される印刷インキについて、Version2.0が定めた許容含有量をまとめると次表の通りとなります。

（印刷インキの分類表示にて用いているA及びDは、エコマークのインキの分類・解説に準じたものです。）

印刷インキの分類		石油系溶剤の含有量を制限	もうひとつのチェックポイントとしてアロマフリーソルベントを含めたトータルVOC含有量を制限
A. 平版インキおよび新聞インキ	(1)枚葉インキ、新聞インキ	30%以下	3%未満
	(2)オフセット輪転インキ	45%以下	基準なし
D. その他のインキに分類される内 平版印刷用 金インキ	(1)枚葉インキ	25%以下	3%未満
	(2)オフセット輪転インキ	25%以下	基準なし
平版印刷用 銀インキ	(1)枚葉インキ	30%以下	3%未満
	(2)オフセット輪転インキ	35%以下	基準なし